

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者対象 人間ドックの補助制度について

問合せ／住民課 (979-8111)

○対象（国民健康保険の被保険者）

- 20歳以上で、人間ドック受診当日に、函南町国民健康保険に加入している
- 令和元年度の函南町特定健診を受けていない

○対象（後期高齢者医療保険の被保険者）

- 人間ドック受診当日に函南町に住民票がある
- 病院または診療所に6か月以上継続して入院していない
- 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から同5号までに規定する施設（特別養護老人ホームなど）に入所または入居していない
- 令和元年度の函南町高齢者健診を受けていない
- 補助金申請日までに後期高齢者医療の保険料に滞納がない

○補助額

人間ドック受診経費の7割（限度額25,000円）

○対象受診期間

10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
（令和2年4月以降は補助対象外）

○申請期間

医療機関（指定医療機関は設けていません）からの結果票が届いたら、受診日から30日以内に次の持ち物を用意して住民課窓口で申請をしてください。

○持ち物

補助金申請書、質問票（住民課、ホームページから入手可能）、人間ドックの受診結果票、領収書、認め印、振込口座がわかるもの（国民健康保険被保険者は世帯主の口座）

○その他

特定健診や高齢者健診との重複受診はできませんのでご注意ください。



国民健康保険証の更新

問合せ／住民課 (979-8111)

10月1日から 「うぐいす色」へ

現在お使いの保険証（藤色）の有効期限は9月30日までです。10月1日からは、新しい「うぐいす色」の保険証をお使いください。来年度から更新時期が8月となるため、有効期限は令和2年7月31日（または75歳の誕生日前日）です。

新しい保険証を9月末までに郵送しますので、名前や住所をご確認ください。

旧保険証は、有効期限終了後にはさみで細かく切るなどして破棄してください。

また、町ではジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用を促進しています。「ジェネリック希望」シールを添付しますので、保険証に貼りご利用ください。

10月になっても新しい保険証が届かない場合はお問い合わせください。



子ども医療費受給者証の更新

問合せ／子育て支援課 (979-8133)

10月1日から 「ピンク色」へ

現在お使いの受給者証（うぐいす色）の有効期限は9月30日までです。10月1日からは、新しい「ピンク色」の受給者証をお使いください。新しい受給者証は9月末までに送付しますので、お手元に届きましたら記載内容をご確認ください。旧受給者証は、はさみで細かく切るなどして破棄してください。

10月になっても新しい受給者証が届かない場合はお問い合わせください。

函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の運用について

○条例の趣旨

この条例は、町民の財産である眺望景観や防災環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定め、災害の発生を防ぎ、町民の安全・安心で生活しやすい環境の保全に寄与することを目的としており、町・事業者・町民それぞれに責務を与えています。条例制定の背景としては、県がモデルガイドラインを平成30年12月に公表したことから、それを基に制定しました。

対象となる発電事業を実施しようとする事業者は、地元自治会などへの十分な説明と理解を得た上で町へ届け出を行い、事業に対して町長の同意を得なければならないこととなります。

また条例では、豊かな自然環境、優良な農地や森林など保全しなければならない区域および土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域などを抑制区域と定め、これら区域が含まれる場合、原則町長は事業に同意しないものとします。

対象となる施設の運転を開始しようとする事業者は、保守点検など計画に基づき適切に管理を行うとともに、稼働状況及び使用済み設備の撤去、処分費用の積立状況についての報告や、設備に異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じていくこととなります。

また条例の目的に反する事業に対しては、立入調査の実施、指導、助言または勧告及びその内容や事業者名などを経済産業省へ情報提供するとともに、公表することができることとなります。

○条例の適用

条例の施行は10月1日であり、今後新たに発電設備の設置または同設備により発電事業を行う事業者にはこの条例が適用され、町が審査・指導していくこととなります。

ただし、既に稼働中のものや、条例施行前に法令の規定に基づく許認可などの申請・届け出が済んでいるものについては、この条例の一部（事業の実施に対する届け出や同意・不同意の判断）は適用されませんが、条例施行日以降の事業の変更や維持管理状況、施設の撤去などについては条例が適用されるものであり、その内容を確認・指導していくため、条例附則の経過措置の規定により事業者へ届け出を求めることとなります。

問合せ／都市計画課 (979-8117)

軽井沢地区メガソーラー計画について

平素より、町政の推進についてご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

軽井沢地区内のメガソーラー計画については、土地利用事前協議において「同意しない」という審議結果を5月30日に事業者へ通知し、議会や区長会へも説明してまいりました。

また、県の林地開発許可申請は、県から求められた林地開発許可申請の審査に係る意見書に慎重審議の意見を付し、その後、町は事業に対して不同意とすることを報告してまいりましたが、7月8日に条件付きで許可されております。

林地開発許可申請の許可後、地元区および下流域の地区から町議会へ請願書が既に提出されており、町長宛ても陳情書が提出されております。8月15日に区長会として地元軽井沢区を支援し反対の意向に賛同する署名活動を展開していくことも決定しており、町民の声にしっかり応えていくことが町長の使命であると考えております。

町は、10月1日から施行される同条例の適用を慎重に検討しましたが、条例施行日前に法令の規定に基づく許認可などの申請がされているため、事業の実施に対する届け出や同意・不同意の判断など、一部の条文について適用することは法的に難しいと判断いたしました。

町として、軽井沢地区内におけるメガソーラー計画への不同意の意思は今後も貫いていくとともに、町長として町民の声に応えていくためにも反対してまいります。町民、議会、行政が一体となって連携し、出来る限りの対応をしていきたいと考えておりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

函南町長 仁科 喜世志